

## 別紙 2

### 高次脳機能障害者支援事業実施要綱 (国立障害者リハビリテーションセンター実施分)

#### 第 1 目的

国立障害者リハビリテーションセンター（以下「国立リハセンター」という。）においては、同センター内に高次脳機能障害情報・支援センターを設置し、各都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が指定する高次脳機能障害者支援法（令和 7 年法律第 96 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項に規定する高次脳機能障害者支援センター（以下「センター」という。）との連携を図り、高次脳機能障害者（法第 2 条第 2 項に規定する高次脳機能障害者をいう。以下同じ。）に対する支援体制の整備・充実を図るため、高次脳機能障害者支援事業全国連絡会及び支援コーディネーター全国会議の開催並びに研修事業を含む普及啓発活動を行い、高次脳機能障害者への適切な支援の普及定着を図るものとする。

#### 第 2 実施主体

本事業の実施主体は、国立リハセンターとする。

#### 第 3 事業内容

##### 1 普及啓発の充実

高次脳機能障害に関する国民の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

##### 2 情報収集及び発信

高次脳機能障害者支援に必要な調査研究の実施及び最新の国内外の情報や研究成果の収集等により、高次脳機能障害者やその家族及び支援関係者等に役立つ情報を集約するとともに、当該情報を高次脳機能障害情報・支援センターホームページ等を通じて発信する。

##### 3 支援人材の育成

高次脳機能障害支援関係者等を対象に効果的な支援方法や必要な知識と技術の習得を目的とした研修を実施するものとする。

#### 4 関係機関等との連携

各都道府県等に設置されるセンターをはじめ、関係機関（医療機関、保健所、福祉施設、教育機関等）との連携に努め、支援に資する助言及び情報の提供等を行うものとする。

#### 5 高次脳機能障害者支援事業全国連絡会

高次脳機能障害者に対する相談支援及び普及啓発方法等について情報交換を行うため、「高次脳機能障害者支援事業全国連絡会」を開催するものとする。

#### 6 支援コーディネーター全国会議の開催

センターの支援コーディネーターの職務の向上と情報交換を通じた支援施策の均てん化を図るため、支援コーディネーター全国会議を開催するものとする。

#### 7 その他

高次脳機能障害者に対する診断及び評価をはじめ就労・就学等に向けた各種の訓練プログラムの実施及び家族支援、社会参加の促進までを含めた総合的なリハビリテーションを行うものとする。

### 第4 秘密の保持

本事業に関わる者は、正当な理由なく職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、職務を退いた後も同様とする。